

青森県報

第三千三百十六号

平成二十二年
十一月十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 一
救急病院の廃止……………	(医療業務課) …… 二
救急病院の設置……………	(同) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………	(同) …… 二
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) …… 三
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(三八地民局) …… 五

告

示

青森県告示第七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の三 稲本第一ビル一階	平成三・一〇・一

青森県告示第七百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の五	平成三・一〇・一

青森県告示第七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	中山 徹	住所	上北郡七戸町字七戸二九九の一	施術所の名称	なかやま整骨院	施術所の所在地	上北郡七戸町字七戸二九九の一	指定期日	平成三・二・三
----	------	----	----------------	--------	---------	---------	----------------	------	---------

青森県告示第七百七十九号

次の医療機関の開設者から救急業務に關し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	三沢市立三沢病院	所在地	三沢市中央町四丁目一〇
----	----------	-----	-------------

青森県告示第七百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	三沢市立三沢病院	所在地	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	認定の有効期限	平成二十五年十一月四日
----	----------	-----	------------------	---------	-------------

青森県告示第七百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定期日
			名称	所在地	
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	生活介護	青森月見寮	青森市大字駒込字月見野九一八の三	平成三・二・一
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	自立訓練（生活訓練）	青森月見寮	青森市大字駒込字月見野九一八の三	"
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	短期入所	青森月見寮	青森市大字駒込字月見野九一八の三	"
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	生活介護	生活介護事業所「Y・I・You」	青森市大字駒込字月見野九一八の三	"
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	生活介護	月見野作業所	青森市大字駒込字月見野九一六の一	"
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	生活介護	月見野作業所	青森市大字駒込字月見野九一六の二	"
社会福祉法人義米会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	就労継続支援B型	月見野第2	青森市大字駒込字月見野九一六の二	"

青森県告示第七百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
青森月見寮	青森市大字駒込字月見野九一八の三	平成三・二・一

青森県告示第七百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十七日

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	柳町下田停車場線	後	前	後	前	一〇・九〇メートルから 一一・三〇メートルまで	七六・八〇メートル	
2	県道	柳町下田停車場線	後	前	後	前	一七・五〇メートルから 一八・〇〇メートルまで	一五一・〇〇メートル	
3	県道	柳町下田停車場線	後	前	後	前	一〇・九〇メートルから 一一・二〇メートルまで	三三・五〇メートル	

青森県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	五所川原市	平成三・二・二

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東チモールに車椅子を送る会

三 代表者の氏名

高田 久美子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字緑ヶ丘二丁目四の一市営住宅K 一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、東チモール民主共和国に住み車椅子を必要とする市民に対して車椅子を日本から無料提供する事業を行い、日本と東チモール民主共和国の文化交流と幅広い相互理解に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十一月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人爽球会

三 代表者の氏名

赤沼 克美

四 主たる事務所の所在地

三沢市堀口二丁目五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、社会や行政と連携、協働しながら野球競技並びにスポーツの普及と技術の向上、スポーツマンとして立派な人格の形成に努めるとともに、健康増進と親睦交流、国際交流を促進する事業を行い、豊かな市民生活を増進し、公共の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

三 代表者の氏名

類家 伸一

四 主たる事務所の所在地

八戸市柏崎二丁目七の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民が主体となつた環境保全と循環型社会の研究と啓発活動

を推進し、環境・エネルギー産業に関連した先進的な地域を形成することで、既存産業の振興と新産業を創出し雇用機会の拡大を図り、我が国の持続的発展可能な循環型社会の形成に寄与するとともに、世界の環境問題とエネルギー政策に貢献することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO推進青森会議

三 代表者の氏名

中村 年春

四 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目一の二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与するとともに、コミュニケーションビジネスに関する普及、啓発および支援に関する事業を行い、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中水設備工業有限公司

二 代表者の氏名 米田 祐康

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字内野場一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇七二八号

五 取消年月日 平成二十二年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十二年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭